

おおた 子どもの生活応援プラン（素案）への  
大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

健康福祉委員会
令和4年2月25日・28日
福祉部 資料102番（別紙1）
所管 福祉管理課

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の方考え方
1	全体	—	本案は細かな分析のもと3つの柱により立案されていることを高く評価します。	ありがとうございます。 子どもや保護者へのアンケート調査、関係機関・支援団体へのヒアリング調査などコロナ禍でご協力いただいた貴重な資料から課題意識を持って分析しました。加えて、国や大田区の関連プランの動向、子どもに関する各種統計などから得られる状況をふまえ、子どもをとりまく課題について抽出し、「学力・経験」、「生活・健康」、「居場所・包摂」の3つの柱により、施策展開を立案しました。しっかりと施策を展開してまいります。
2	全体	—	2020年からのコロナ禍も加わり、離職や離婚など、少し前には想像していなかった状態に生活を転換せざるを得ない家庭もあることと思います。経済的に困窮している状態には時間や気持ちに余裕がなく、人間関係が希薄になり、親子ともに不安定になることを想像します。また、経済的困窮に陥っていない状態であっても、持病やうつ、依存症などを持つ保護者の家庭では子どもの生活にしわ寄せがあることを想像します。 全ての家庭の状況を把握することは不可能ですが、困っている状態の大人や子ども本人が、次の手立てを相談できる場所がどこにあるのかを知っていることは大切です。立案された事業には直ぐにアクセスができるよう、どこの窓口においても速やかな対応を望みます。喜ばしくない相談をする際その本人は、迷いや引け目を感じていると想像します。相談に来たというその一歩を受け止める体制を作ってください。	アンケート調査から、生活困難層やひとり親家庭などで新型コロナウイルス感染症に伴って、国や区が行った支援制度について「まったく知らなかった」と回答した割合が相対的に多く見受けられました。支援制度や相談窓口にアクセスできるよう、令和2年末から子どもと地域をつなぐ応援事業を開始し、ひとり親家庭などに、区からの支援制度や相談窓口の周知を強化しました。区の相談窓口へ来た子どもや保護者の相談を丁寧に受け止め、適切な支援につなげるよう、引き続き相談支援体制の充実に取り組んでまいります。
3	全体	—	プランの中にも、コラム欄等のように相談先を明記してはどうか。どこに支援を求めたらよいのか、正確な情報を提供することは重要であるため、ご一考いただきたい。	ご意見として承ります。
4	全体	—	コロナ禍において国もさまざまな支援体制を出来る様に助成金等の準備をしているが、それらを行政（自治体）も積極的に取り入れ、活用していく事が必要だと考えます。	これまでも子どもの貧困対策に資する事業に国や都の補助金を活用しています。引き続き子どもや家庭の支援ニーズを捉え、課題解決のために必要な事業を適宜検討し、適正に補助金を活用してまいります。

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の方考え方
5	全体	—	コロナによって今まで見すごされていた問題点が表面化してきているにもかかわらず、この素案は従来のものとさほど変わらない様に感じられます。	生活困難層の割合は第1期プランから減少したものの、アンケート調査からは、子どもをとりまく環境が厳しくなっていると思われる結果がみられました。また、分析からは、新型コロナウイルス感染症の経済的な面での影響は、生活困難層やひとり親家庭に相対的に大きかったことが分かりました。このような状況を受け、素案では、子ども生活応援への取組みをさらに強化・推進する方向性を打ち出しました。区と地域が連携し、社会的包摂の考えで子どもの生活応援に取り組むことを踏襲しています。これまで以上に、子どもの最善の利益を尊重し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、相談支援体制の充実や、子どもが安心できる居場所・相談できる場所の充実に取り組むこと等を立案しています。
6	全体	—	素案について、いずれの項目も具体的な方法などについての内容がなく抽象的な内容のため、理解に苦しみます。どのように連携するのか、どうするのか、もうそろそろ具体案を出していただけないでしょうか。	本プランは、第3章の「区のめざす姿」、「4つの視点」をふまえ、3つの柱により施策展開してまいります。概念図に示した、「多様な学習・経験機会の提供」、「相談支援体制の充実」、「支援につながりにくい子どもや家庭への支援」、「子どもが安心できる居場所・相談できる場所の充実」の部分が、具体的な施策展開のめざす方向性です。個別の事業の一例ですが、概ね15歳から39歳を対象とした子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備や福祉人材の育成の強化など、庁内各部署が事業の新設・拡充に取り組んでいます。区と地域の連携は、P100第3章「柱3-4 地域ぐるみで支える支援体制づくり」に関連する事業をお示ししました。区は、地域の様々な団体や個人とお互いが信頼関係を持ち、それぞれの役割について共通理解を深め、よりよい連携関係を築けるよう、引き続き努めてまいります。
7	第1章 計画策定の概要	5	SDGsの17の目標のうち、No.5「ジェンダー平等を実現しよう」についても明記するべき。計画の位置づけにも、大田区男女共同参画プランとも整合性、連携を図ることとの図もある。また子どもの貧困の結果とも原因ともいえるものにジェンダー不平等があるため、ジェンダーの視点をすべての施策を横串にすることは必須であると考え。子どもの声としてP57アンケートの回答にも「性別での差別をしない」とある。ぜひ検討いただき、追記していただきたい。	ジェンダーにかかわらずすべての子どもが健やかに成長できるよう、ジェンダー平等を促進する関係部局が連携し、本プランを推進してまいります。また、多様な性に関する人権問題等について啓発する事業を第3章に追加します。なお、第1章 計画策定の概要におけるSDGs（持続可能な開発目標）については、17の目標のうち、本プランに特に密接に関連するものを抜粋しております。

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の考え方
8	第1章 計画策定の概要	14	大田区で既にスクールロイヤーを配置していることから、周知のためにも追記すべき。	学校からは、いじめ・虐待・自殺などといった重大事態や不登校、保護者との適切な対応など、法的な視点での検討が必要な相談案件が寄せられる場合があります。 そこで、重大事態の回避やリスク抑制、訴訟に発展する可能性のある事案の早期解決、学校に寄せられる要求・要望への適切な対応をめざし、教育委員会では、令和2年度からスクールロイヤー（弁護士）を教育委員会に配置しました。 スクールロイヤーの効果的な活用等について、引き続き研究してまいります。
9	第2章 子どもを取り巻く状況	16	18歳未満の人口は平成23年からみると令和3年は増えているにもかかわらず、受給世帯は減っている。生活保護認定要件の引き下げも関係あるのか、詳細な実態把握が必要と考える。	厚生労働大臣による生活保護の認定要件の基準の引下げは行われていません。生活保護の受給が必要な方が確実に制度利用につながるよう、引き続き生活保護制度の周知に努めます。
10	第2章 子どもを取り巻く状況	20	実態把握の方法として子ども、保護者へのアンケートは大変有効。また新型コロナウイルス感染症の影響について追加し調査したことは急激な社会情勢に対し、今後の課題を検討するうえで大変有用であり、大変良かった。	ありがとうございます。 アンケート調査は東京都に緊急事態宣言が発令された令和2年に社会が不安な状況の中、ご協力いただき実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響を経済的な面からだけではなく、子どもの学習面、子どもや家庭の生活面や心理面などから把握することができました。コロナ禍における子どもを取り巻く環境の変化が子どもや家庭へ与えた影響について、プラン立案に活用するとともに、貴重な資料を広く理解いただけるよう周知・啓発に取り組んでまいります。
11	第2章 子どもを取り巻く状況	20	アンケート調査は小学5年生だけではなく、中学生にも実施したほうがよいと考える。小学生と中学生では心身の成長や環境も異なる。子どもの声を聴くことは大変重要であり、アンケート調査の回答の中にも、アンケートを実施されることで（聞かれることで）自分のことを見てくれている、自分の意見をいうことができる、と感じている様子がうかがえた。ぜひ中学生の意見も聞いて、今後の施策を検討実施していただきたい。	アンケート調査にあたっては、抽出調査ではなく、家庭状況を偏りなく把握できるよう、全数調査にこだわり実施しました。 そのため、限られた資源の中、1学年分のみの実施としましたが、小学校5年生を対象とし、前回調査との傾向比較をしっかりと行うことができました。 このように、アンケート調査は小学5年生を対象としましたが、本プランが対象とする妊娠・出産期から社会的自立までの子どもや家庭が抱える課題などを把握するため、関係機関や支援団体等へヒアリング調査を行い子どもの実態把握に努めました。また、地域とつくる支援の輪プロジェクトでは子ども1,000人アンケートを実施するなど中学生・高校生の意見も聞いています。様々な世代の子どもの意見をふまえ、施策を検討し、実施につなげてまいります。

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の方考え方
12	第2章 子どもを取り巻く状況	20	アンケート調査をする際に、区の相談先なども併せて明記するなど広報として活用することができないか、検討いただきたい。	今回のアンケート調査では、小学5年生の保護者及びひとり親家庭対象の調査票には、設問を回答するための説明として、各種手当の内容並びにその窓口について、及び、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って国や区が実施した支援制度についての内容並びに区の窓口について併せて掲載しました。加えて、ひとり親家庭対象の調査の際には、区の相談支援窓口一覧を同封して、調査の実施を機会と捉え、支援情報を併せて周知しました。
13	第3章 柱1 経験・学力	76	柱1-2 子どもへの進学支援や就学継続のための支援 ② 生活困窮家庭への支援 関連事業28「高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業」は、受験にお金がかかるため、可否に関わらず支援回数を一人1回にして希望者には事前に給付する、挑戦する機会を支援する制度にして下さい。	本事業の支給要件等に関しましては、定められた規定に基づき、支援しているところです。他区の状況を鑑み、今後も調査、研究してまいります。 本事業は、高等学校卒業認定試験の合格を目指し、受講修了時給付金として、試験対象講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額と認定試験に合格したのちに、講座受講に支払った費用の20%を支給支援しております。
14	第3章 柱1 経験・学力	78	柱1-3 子どもへの経験機会の提供 家庭に適切な養育の環境がないときも、信頼できる大人に見守られる経験は大切です。大人の見守りのもと、子どもが自ら人間関係を学ぶことができるプレイパークの整備、または整備を検討する方向性を盛り込んでください。 プレイパークは子どもが自分の意思で出向くことができます。試行錯誤して遊びを創造することで自ら考える力を養い、友だちと一緒に遊ぶために人間関係の築き方を体験し、小さな成功体験を得ることにより小さな自信を重ねていくことができる場になると考えます。	区では、これまでも子どもの遊びの場や機会の拡充として、プレーパーク事業について調査・研究してまいりました。 今後も事業化について引き続き検討してまいります。
15	第3章 柱2 生活・健康	80	特定妊婦についての支援の明記も必要と考える。コラム欄等での追記を検討いただきたい。	特定妊婦とは、若年妊婦や精神疾患を持つ妊婦、経済的不安を持つ妊婦等を表します。本プランでは、コラムや事業概要に特定妊婦という表現は用いず、「特に支援を必要とする家庭」として上記の妊婦を想定し、掲載いたします。
16	第3章 柱2 生活・健康	81	柱2-1 子どもへの健康・医療支援 関連事業52「両親学級」は、足を運ぶ余裕のない世帯に動画配信などを可能にするなど、必ず受講する体制を検討して下さい。	令和2年に両親学級に関する動画を作成し、ホームページからアクセスが可能となっております。「両親学級」に参加できない方も、時間、場所を気にせずご覧いただけます。

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の方考え方
17	第3章 柱2 生活・健康	85	柱2-2 保護者への生活・子育て支援 ②保護者の養育力の向上の支援 重点事業では、切れ目のない支援により、社会とのつながりが希薄な保護者には、同じ子育て世代の仲間がつかれるような様々なプログラムを用意して提供してください。	<p>児童館の子育てひろばでは、様々な親子遊びや子育て情報を提供することで、乳幼児親子のふれあいや仲間づくりに繋がる取り組みを実施しております。同時に、対面式及びオンラインによる子育て講座等を実施、養育力向上に対する支援を行っております。</p> <p>子ども家庭支援センターの子育てひろばでは、一人ひとりの保護者の悩みに寄り添い、育児不安や相談に対応し、同じ子育て世代の交流や情報交換が進むよう見守り支援しています。事業として「初めてのパパママ子育て教室」を開催し、家族間の良好な関係づくりと保護者同志の交流を図っています。また子育て世代向けの事業参加を希望する保護者へは子育て応援コーナー運営委員が企画・運営するサロン事業やイベント・講演会他、様々な事業についての情報提供を行うなど今後も仲間づくりのきっかけを働きかけてまいります。</p> <p>保育園の子育てひろばでは、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、地域の子育て情報や区内の保育サービス施設等の情報を発信するとともに、専門職や地域ボランティア等による子育て講座を実施するなどし、保護者への子育て・養育力向上の支援を行っております。</p>
18	第3章 柱2 生活・健康	85	柱2-2 保護者への生活・子育て支援 ②保護者の養育力の向上の支援 関連事業では、企業への働きかけを検討してください。今や共働きで子育てしている家庭が増えています。企業の姿勢が変わらなければ社員の働き方は変化しません。育児休暇の申請が多い企業を公表したり、子育ての取り組みをしている企業を広報紙で取り上げたり、表彰するなど、企業も区民も意識が変わるきっかけになるような取り組みを検討してください。	<p>企業向けの取り組みとしましては、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を目的として、区内事業者を対象に実施しております「企業向けワーク・ライフ・バランスセミナー」がございます。今後の事業実施におきましては、ご意見を参考といたします。</p>
19	第3章 柱2 生活・健康	86, 87	柱2-2 保護者への生活・子育て支援 ③相談支援体制の充実 相談体制の向上を図るための人材育成に期待します。ひとり親家庭では時間に余裕がありません。忙しい中であっても、困ったときには区が整備した相談機能につながるができるよう情報発信を多様に頻繁に行ってください。	<p>子どもと子育てに関する区の事業を紹介している「子育てハンドブック」の配布や、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の現況届の案内の際に、子育て支援制度の一覧表を同封しています。また、LINEでも受け取れる「子育て応援メール」や、保護者が困ったときに区の相談窓口を利用していただけるよう、これらに加え、区報、ホームページ、ツイッター等による多様な情報発信を引き続き行ってまいります。</p>

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の方考え方
20	第3章 柱2 生活・健康	87	専門の知識を有する人材の育成には大変期待する。外部委託や非常勤などに頼るのではなく、区が責任を持ち、将来を見据えた人材育成、確保することはとても重要だと考える。	複雑・複合化した課題を抱えた子どもや家庭に対し、多様な支援ニーズを捉え、支援していくことが必要です。子ども分野や福祉分野の専門職だけでなく区職員全体の人材の確保、育成、定着に努めてまいります。
21	第3章 柱3 居場所・包摂	88	94「(仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備」 小・中学校や高校へ出向き性教育を実施してください。望まない妊娠による人生設計の変更などがなく、男子・女子共に適切な知識を身に付けておくことが必要であると考えます。	保健所においては、小・中学生や高校生に対する性教育について、関係機関と連携し、妊娠・出産・育児についての知識普及に努めていきたいと考えております。 また、大田区立小・中学校では、校内全ての教職員で共通認識を図り、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、保護者の理解を得ながら、教育活動全体を通して指導をしております。性教育の内容は、体育科、保健体育科はもとより、家庭科、道徳科等の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動に関連する内容が多くあります。各学校では、これらを相互に関連付けながら学校の教育活動全体を通じて行っております。 令和4年度中に開設予定の「(仮称)大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所」においては、包括的に相談を受け、若年者やそのご家族を支援してまいります。
22	第3章 柱3 居場所・包摂	96	柱3-2 特に支援を必要とする家庭への支援 ⑥虐待・ネグレクトを受けた子どもへの支援 131「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備」 の機能に、いじめや虐待を受けた子どもの心の健康を取り戻すためのプログラムを取り入れてください。専門家の少ない分野だと思います。プログラムの開発とともに早急な人材育成が求められると考えます。同時に、虐待をしている親も心に傷を抱えています。同じことが繰り返されず、再統合が可能となる様、親の心の健康を取り戻すためのプログラムも必要です。	現在、子ども家庭支援センターでは、いじめや虐待を受けた子どもと保護者のケアについて、心理職を中心に、関係者と連携しながら対応しております。今後も引き続き、専門的な職務を担う人材の育成とともに、より効果的な支援を実施してまいります。また、(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター運営計画を作成する中で、児童相談所が担う専門的な援助業務が、保護者と子どもに寄り添った支援になるよう、丁寧に検討をすすめてまいります。

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の方考え方
23	第4章 計画の推進	105, 106	<p>計画の推進に向けたそれぞれの役割にはアウトリーチ型支援や積極的介入の姿勢が見えにくい。P105の図との整合性がわかりにくい。</p> <p>また、計画が一目でわかる図は大きく示し図の中のイラストについても何を示しているのか、わかりやすくしてほしい。</p> <p>(図のイラストで下に「地域・区民」とあるのはわかるが、その他のイラストに意味があるのか、ないのか、わかるようではない)</p>	<p>P105の図において、上部に表示した「子ども・子育て家庭」がお困りごとや悩みごとを抱えた際に、左側の包括的相談支援の機関へ相談し支援を受ける、また、窓口にアクセスできない状況の方へはアウトリーチ支援を推進していくことを示しています。</p> <p>本プランが一目で分かる図として、P64の施策展開の方向性についての考え方を示した図とP105の推進体制の図を合わせた概念図を本プランに折込み資料として掲載します。</p> <p>イラストについては、機関や団体、学習や遊び・体験などそのもの示しているものと子育てでお困りごとを抱えている様子などイメージを示しているものがあります。一律にイラストに説明を掲載することは見やすさの観点からも難しいと考えます。</p>
24	第4章 計画の推進	105, 106	<p>概念図にある地域共生社会の実現をする為に必要な行政の役割としてあげているネットワークの構築や連携した支援体制の強化をどの様にしていくのか、もっと具体的に示して欲しいです。又、区民への周知方法も、本当に支援の必要な人へ届く方法を考え直して欲しいです(従来のものでは、必要な人へは届きません)。</p>	<p>ネットワークの構築については、P101第3章柱3-4「地域ぐるみで支える支援体制づくり」の「③関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進」に、また、支援体制の強化については、「①区の包括的支援体制の構築」に紐づく事業で推進してまいります。区は、大田区社会福祉協議会とも連携し、信頼関係を築きながら地域とともにネットワークの構築に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>区民へ広く周知する方法として、大田区ホームページ、子育てハンドブック、子育て応援メール(LINEあり)などがあります。また、児童扶養手当の現況届の案内の際に区の支援制度一覧を周知し、子どもと地域をつなぐ応援事業では区の相談窓口に加え、地域活動団体のイベント情報を周知しています。本プランの方向性に沿って、支援が届いていない子どもや家庭に配慮し、引き続き効果的に支援情報を周知してまいります。</p>
25	第4章 計画の推進	107	<p>ヒアリング内の意見について、親がいない子どもや虐待を受けている子ども等にとっては必ずしも「家庭」が安全な場所ではないことがある。</p>	<p>家庭には子どもにとって愛情や安らぎを感じられ、人間形成の場となる役割が期待されますが、家庭がそのような状況でなく支援が必要な子どももいます。P80第3章柱2-1①「妊娠期から子育て期への切れ目ない健康支援の推進」やP85柱2-2②「保護者の養育力の向上の支援」に紐づく事業で、家庭を支援します。また、第2期となる本プランでは、子育てや貧困を家庭のみの責任としない、子どもの最善の利益を尊重するという視点を持ち、子どもが安全・安心に地域で暮らせるよう居場所づくりや相談支援体制の充実を掲げています。</p>

No.	分類	頁 (素案)	ご意見の要旨	区の考え方
26	第4章 計画の推進	110	<p>計画の最後にある、進捗管理についてPlan(計画)→Do(実行)までで行動を終わらせることなく、数値目標の設定や行動結果の分析、改善がわかるよう計画の遂行を望む。</p> <p>大田区の計画を進める際には、PDCAサイクルなのか、EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)によってすすめるのか等、施策の有効性を高め、行政の信頼確保に資するためにも、明記した方がよいのではないかと。</p>	<p>素案にお示しのとおり、計画の進捗管理はPDCAサイクルを取り入れて、おおた子どもの生活応援プラン推進会議で指標の達成状況や、重点事業の動向(実施状況)などを確認(チェック)し、委員からの意見をふまえ、計画を遂行していきます。本推進会議を中心に、地域とつくる支援の輪プロジェクト等からも子どもや家庭を取り巻く最新の情報を捉え、EBPMについても研究し、区の施策を効果的に遂行するよう、引き続き検討してまいります。</p>